

## ストリートワークアウトジャパン加盟規約

### 第1条 目的

当法人は「ストリートワークアウトジャパン」(以下 SWJ)と称し、ストリートワークアウトの普及活動を目的とする法人である。

目的を達成するために SWJ 加盟チーム発足支援及び連携強化を行い SW ワールドカップ in ジャパン大会開催等 SWJ 事業のサポートを担う。

### 第2条 心得

加盟チームとして活動していくにあたり各号の心得を順守する。

- 1 地域のルールを守り他の利用者迷惑かけない
- 2 遊具や公共エリア独占をしない
- 3 公道等、他者や他の交通に迷惑や危険を及ぼす可能性のある場所では行わない
- 4 誰でも参加しやすい雰囲気作りを心がける

### 第3条 入会資格

- 1 当法人の趣旨に賛同しストリートワークアウトジャパン加盟規約を承諾したものとする。
- 2 構成メンバー2人以上、日本国内で定期的に活動しているチームであること。
- 3 申込書を事務局が受理し、SWJ 代表の承認を持って正式加盟とする。

### 第4条 加盟登録

当法人に加盟しようとする者は所定の申込み手続きを行わなければならない。

- 1 年会費は無料とする。
- 2 加盟登録はチーム単位とし代表者を1名登録する。
- 3 登録した内容に変更が生じた場合、事務局に速やかに届け出るものとする。
- 4 加盟届を提出し、確認された時点で登録の完了とする。

### 第5条 登録期間

平成28年度入会に限り平成30年の3月31日(平成29年度の終了日)までを初年度の期間とする。以降は4月1日から翌年3月31日までを年間の登録期間とする。

ご入会時期に関わらず3月31日を登録期間終了とする。

登録期間終了後は、退会届を提出しない限り自動更新とする。

## 第6条 退会

退会を望む場合は事務局に退会届を提出。

## 第7条 資格喪失

加盟チーム及び構成メンバーに各号に該当する行為があった場合、団体から除名等によりその資格を喪失することが出来る。

- 1 本規約及び本団体の諸規則に違反し、本団体の名誉と品格を著しく傷つけた場合。
- 2 当法人、加盟チーム及び構成メンバー等他人に著しく迷惑をかけた場合。

## 第8条 免責事由

- 1 当法人は加盟チームの活動に参加して生じた盗難・障害等その他の事故については一切責任を負わない。
- 2 当法人の活動への参加に際しての事故等に関しては、各自・各チームが責任をもって損害保険への加入等を行う。

## 第9条 規約の改訂

本規約の改訂はSWJ事務局が定め、加盟チーム・構成メンバーに通知する。

本規約は平成28年10月1日より施行する。

## 付 則

第4条、第5条を修正

平成30年4月6日

本規約に関するお問い合わせ先  
ストリートワークアウト事務局

[streetworkoutjapan.swj@gmail.com](mailto:streetworkoutjapan.swj@gmail.com)